



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表

平成30年12月14日（金）

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 担 | 職業安定部職業対策課            |
| 課 | 長 小幡 靖                |
| 長 | 補 佐 迫田 隆              |
| 当 | 地方障害者雇用担当官 浅井 彰男      |
| 電 | 話 075-275-5424 (ダイヤル) |

## 株式会社ワコールホールディングス（京都市南区）に

### 障害者雇用を進める「特例子会社」が発足します

～12月19日、認定書を交付します～

障害者の雇用の促進等に関する法律（法第44条1項）に基づき、京都七条公共職業安定所（所長 武田賢一）は、株式会社ワコールホールディングスを親会社とする下記事業所に対して特例子会社の認定及び認定書交付式を行います。

記

1 特例子会社の概要は次のとおりです。

- 特例子会社名称 ワコールアイネクスト株式会社
- 従業員数 16名（うち、障害者6名）
- 所在地 京都市南区吉祥院中島町29
- 認定年月日 平成30年12月19日

2 認定書交付式

- 日 時 平成30年12月19日（水）14:00～14:30
- 場 所 株式会社ワコールホールディングス 9階（京都市南区吉祥院中島町29）
- 次 第 認定書交付  
京都労働局長祝辞  
特例子会社見学

※ 当日、認定書交付式の様子を取材いただけます。

## 【参考資料】

### 京都府内の特例子会社一覧

#### 【親会社：京都府内（12社）】

| 特例子会社名                   | 所在地     | 親会社名               | 所在地 | 認定日       |
|--------------------------|---------|--------------------|-----|-----------|
| オムロン京都太陽(株)              | 京都市南区   | オムロン(株)            | 京都市 | S61.07.04 |
| (株)GS ユアサソシエ             | 京都市南区   | (株)GS ユアサ          | 京都市 | H19.12.12 |
| (株)u&n                   | 京都市南区   | (株)ニッセンホールディングス    | 京都市 | H20.05.02 |
| (株)ハートコープきょうと            | 京都市南区   | 京都生活協同組合           | 京都市 | H25.11.18 |
| (株)ストーンフリー               | 京都市下京区  | (株)エスユーエス          | 京都市 | H26.07.01 |
| (株)ワタキュークリーン             | 北海道石狩市  | ワタキューセイモア(株)       | 京都市 | H26.12.05 |
| (株)SCREEN ビジネスエキ<br>スパート | 京都市上京区  | (株)SCREEN ホールディングス | 京都市 | H27.03.27 |
| 日新ハートフルフレンド(株)           | 京都市右京区  | 日新電機(株)            | 京都市 | H28.03.01 |
| (株)ピーエムドゥ                | 京都市中京区  | ハウストゥ(株)           | 京都市 | H28.08.17 |
| (株)立命館ぷらす                | 京都市北区   | 学校法人 立命館           | 京都市 | H29.03.01 |
| (株)王将ハートフル               | 京都・久御山町 | (株)王将フードサービス       | 京都市 | H29.04.20 |
| ワコールアイネクスト(株)            | 京都市南区   | (株)ワコールホールディングス    | 京都市 | H30.12.19 |

#### 【親会社：京都府外（3社）】

| 特例子会社名                   | 所在地     | 親会社名               | 所在地 | 認定日       |
|--------------------------|---------|--------------------|-----|-----------|
| (株)JR 西日本あいウィル           | 京都・向日市  | 西日本旅客鉄道(株)         | 尼崎市 | H21.05.18 |
| (株)タカゾノリープス              | 京都・木津川市 | (株)タカゾノ            | 門真市 | H21.05.28 |
| JMU ビジネスサポート(株)<br>舞鶴事業所 | 京都・舞鶴市  | ジャパン・マリン・ユナイテッド(株) | 神奈川 | H23.07.22 |

### 「特例子会社とは」

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「法」という。)により、障害者の雇用義務については、個々の事業主に課せられています。そのため、例え、親会社と子会社の関係であっても、子会社で雇用している障害者は当該子会社での雇用数にカウントされ、親会社の障害者雇用率のカウント対象にはなりません。

しかし、親会社が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社(別法人)を設立し、一定の要件を満たせば、親会社と子会社を同一の事業主体とみなし、子会社で雇用した障害者についても親会社の障害者雇用率のカウントの対象とすることができます。(法第44条1項)

このような特例を「子会社特例」といい、子会社特例の認定を受けた子会社を「特例子会社」といいます。